

2015

11

NO.184



「税と暮らしを考える」 広報誌

えどがわきた

「生きる」を創る。

Aflac

会員様ですとアフラックのがん保険・医療保険が団体割引保険料でお申込みいただけます。

☎ 0120-777-596

(一社)江戸川北青色申告会 担当代理店
吉田保険サービス

発行：一般社団法人江戸川北青色申告会 〒132-0025 江戸川区松江 2-23-13 TEL03 (3656) 0621 FAX03 (3656) 1104

決算サポート始まる

「決算予約」

決算予約が、11月2日より始まり、11月2日「決算予約申込のお知らせ」と「予約申込書」は、「決算予約申込のお知らせ」をご覧ください。決算の予約を入れておきますと、待ち時間が少なくなり、また、予約日までには資料を整えようという目安にもなります。

27年分の予約期間は、1月25日から2月27日の水、金曜日を除く期間となり、先着順相談日が昨年より増えました。

「決算予約申込のお知らせ」と「予約申込書」は、今回の配布物に同封されており、また、ホームページより申込書を11月1日よりダウンロードし、お使い頂けます。お仕事の都合で、予約をいれることが難しい方は待ち時間がかかりますが、相談は毎日受付しております。ご都合の良い日にご利用ください。

「決算書」

前年度、書面にて申告書を提出された方は、28年1月下旬ごろ税務署より、申告書が郵送されて参ります。

また、前年度電子送信や税務署で相談して提出された方は、お手元に「確定申告のお知らせ」はがきが届き、申告書、決算書はお手元には届きません。

青色申告会の会員様へは、今回の配布物に決算書（事業用・不動産用）下書き用をお配りしました。

決算相談の際にはこちらに記入し、ご相談ください。また記入方法が不

明の場合は、仮決算相談をご利用ください。

平成27年分 決算予約申込のお知らせ

受付期間 平成27年11月2日(月)～平成27年12月22日(火) 12月25日(木)以降

決算予約期間・時間 各一人様1回のみ 予約期間中は50分

※29日14時(月)～※29日26日(金) 上記期間の水、金曜日は先着順相談(原則即日報告制)

午前	①9:00	②9:50	③10:40	④11:30
午後	⑤1:20	⑥2:10	⑦3:00	⑧3:50

※29日26日13時、20時、27日(土)

午前	①9:00	②9:50	③10:40	④11:30
----	-------	-------	--------	--------

予約方法 ①ファックス ②メール ③携帯 ④来場

同封されている「決算予約申込書」に必要事項を記載の上、上記の方法で予約してください。また、お電話による決算予約はお受けできません。

※要領と併せて相談予約される場合は、予約申込書の重要事項「5」にご記入ください。

予約通知方法 申込書、約2週間前「予約通知はがき」送付

注意事項 ★予約変更・取消しの際は必ずご連絡を
※3月15日は小岩出張所は休館です。

2月29日(月)～3月14日(月)までは先着順相談です。
【お問合わせ】☎03-3656-0621 (一社)江戸川北青色申告会

決算予約受付は
12月22日まで

紙面の主な内容

- P1 決算サポート
- P2 年末調整・無料相談
- P3 会の活動報告
- P4 区・都税お知らせ



決算書（不動産用）



決算書（一般用）

「仮決算」

仮決算相談が始まりました。仮決算とは、決算のための事前準備です。例えば、

【新たに資産購入した】

【今年の減価償却は？】

【会計ソフトの確認】

【記帳の確認】

【決算は何を行うの？】

【医療費控除は？】

【ふるさと納税は？】

などです。

12月は源泉・年末調整相談も始まります。お早めに青色申告会へお越しください。

詳しくは、左記チラシまたは当会ホームページまで。

仮決算指導会のお知らせ

スムーズな決算のためには、事前の準備、内容確認がとても大切です。今のうちにわからない事は何でも質問して決算の準備をしましょう。予約制ですので、ご希望の日時を事務局までご連絡の上お越し下さい。

特典：10月中旬に仮決算指導会に参加された方は、決算相談を優先的に予約できます。ぜひ、ご参加下さい！

指導会では…！

- ◆決算整理事項のチェックをします。例えば…減価償却、棚卸、家事労分など
- ◆今年の減価償却費の計算をします。
新たに10万円以上の資産を購入された方や廃棄、売却、買い換えをされた方は、昨年の決算書とあわせて購入や廃棄の明細（請求書、領収書）をお持ち下さい。65万円控除や会計ソフトでの決算整理の方法を指導します。
- ◆もちろん日々の記帳もチェックできます。
帳簿付けはこれで大丈夫？試算表（複式簿記）が合わない…
会計ソフトの入力は合っているのかな？
- ◆確定申告についての質問も受け付けます。
・医療費控除は？ 扶養控除はどうなるの？マイホームを買ったら？
・ふるさと納税をしたら？

お電話で【お見積り】とお申し込み下さい！

日時：10/1(水)より随時（土曜・日曜・祝日を除く）
午前9時/10時/11時 / 午後1時/2時/3時

会場：江戸川北青色申告会 松江本館 江戸川区松江2-23-13
小松川事務所 江戸川区南小松8-2-2 2階

【お問合せ・申込先】03-3656-0621

年末調整指導会のお知らせ

7月～12月分の源泉所得税の納期限は28年1月20日（水）です。事務局では12月より源泉相談が行えます。また下記の日程で指導会場を設けましたので是非ご利用ください。7月～12月の納付手続きでは、各人の年末調整手続きも行いますので持ち物をご確認ください。

日程	指導会場	受付時間
12月14日（月）	小松川区民館	10：00～12：00
12月15日（火）	東部区民館	10：00～12：00
12月16日（水）	鹿骨区民館	10：00～12：00
1月8日（金）	松江事務局	18：30～20：00

■ 持ち物

- 一人別徴収簿：1月～12月分までの給与を月別に記入したもの
- 源泉税納付書：10月下旬ごろ税務署より送付
- 上半期源泉税納付書控え：1月～6月分までの支払済納付書
- 各人の生命保険、個人年金、国民年金、地震保険などの控除証明書
- 平成27年中に支払った国民健康保険金額
- 印鑑：念のためお持ちください。

事務局
3階

税理士無料相談会

お申込
お問い合わせ 03-3656-0621

12月2日（水） 1月6日（水） 2月3日（水）

①10：00～ ②11：00～ ③13：00～ ④14：00～ ⑤15：00～ ⑥16：00～

事業主の皆さま ▶▶▶ 平成 29 年度から個人住民税の特別徴収を徹底します！

事業主の皆さまは、特別徴収への自主的な切替えを行うなど、特別徴収の実施に向けて御準備くださるようお願いいたします。

特別徴収とは

事業主の方(特別徴収義務者)が従業員の方(納税義務者)に代わり、**毎月給与から個人住民税を差し引き、納入**していただく制度です。

特別徴収義務者となる

事業主の方

所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。

特別徴収のメリット

所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間がいりません。

※従業員が常時 10 人未満の場合は、従業員がお住まいの区市町村に申請書を提出し承認を受けることで、年 12 回の納期を年 2 回にすることができる「**納期の特例**」の制度があります。



個人住民税PRキャラクター
ぜいきりん

■詳しくはホームページをご覧ください。

東京都 特別徴収

検索



きみの未来をサポート

ISDH 昭和第一高等学校

〒113-0033

東京都文京区本郷1-2-15

TEL:03-3811-0636

FAX:03-3814-7985

【募集人員】

[普通科] 特進コース 男女: 40 名

[普通科] 進学コース 男女: 240 名

一都税についてのお知らせ

11 月は個人事業税第 2 期分の納期です



お手元の納付書により、11 月 30 日(月)までにお納めください。

【お問い合わせ先】<課税について> 中央都税事務所 個人事業税係 3 5 5 3 - 2 1 5 1 (代)
<納税について> 江戸川都税事務所 徴収管理係 3 6 5 4 - 2 1 6 4

事務局カレンダー

11 月 4 日	税理士無料相談会
11 月 6 日	都区税納税表彰式
11 月 13 日	税務署納税表彰式
11 月 24 日	女性部・役員会
12 月 2 日	税理士無料相談会
12 月 3 日	女性部・勉強会
12 月 14 日～16 日	年末調整指導会
12 月 29 日～1 月 4 日	冬期休館日

青色申告会口座引落スケジュール

各明細	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
会費	●					●			●			
青色共済	●			●			●			●		
簡保 小規模	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
ピズソフト			●									
傷害 がん	●						●					

※丸印の月に各明細金額を引落させて頂きます。

※傷害・がんにつきましては、東京青色申告会共済会より引落しとなります。

※残高のご確認をよろしくお願いたします。金額については、お問い合わせください。